

年金あれこれ

11月に『社会保険料（国民年金保険料）控除証明書』が送付されます

国民年金保険料は社会保険料控除の対象

国民年金保険料は、納付した全額が所得税・町道民税等の社会保険料控除の対象となります。税の申告をする場合は、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」（ハガキ）の添付が必要です。



年末調整・確定申告まで大切に保管を！

※2月上旬に送付されるかた

年の途中から国民年金に加入した場合など、10月1日以降に今年初めて保険料を納付するかたについては、翌年2月上旬に同様の証明書が送付されます。

控除証明書に関する問い合わせには年金事務所のほか専用ダイヤルを設置します

日本年金機構控除証明書専用ダイヤル ☎0570-070-117

※専用ダイヤル開設期間 11月1日～翌年3月14日

050または070から始まる電話番号からおかけになる場合は ☎03-6700-1130

受付時間 ○月曜日 午前8時30分～午後7時

○火～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

○第2土曜日 午前9時30分～午後4時

※月曜日が祝日の場合は、火曜日の午後7時まで相談を受付します。

なお、12月28日～1月5日まではご利用いただけません。

保険料納付を忘れずに・・・納めて安心国民年金

これからの家庭教育

～学ばせる「叱り方」～

「先生、先生、小さい組の子がホールで大変なことをしているよ」と5歳児の幼児が走ってきました。あわててホールにいとってみると、修了記念に送られたピアノカバーにマジックでいくつもの落書きがしてあります。

ところが、ピアノカバーの落書きはこすってもこすっても消えません。ひとりの幼児の「どうするの？また買うの？」の問いかけに、「このカバーはね、修了の記念にお母さんたちが特別につくってくれたものなのよ。だから買い換えることはできないし、つくり直すこともできないのよ。本当に困ったわねえ」と園長のきびしい一言。

子どもたちはすっかりうなだれてしまいました。

軽い気持ちでやったことがとんでもないことになってしまったことに、だんだんと気がついてきた子どもたち。

「仕方がないわね、これからは大切に使いましょう」

園長の言葉に子どもたちはやっとほっとした表情になりました。



幼児は、して良いことや悪いことの区別がつかなかったり、分かっているのに、面白いからついしてしまうことがよくあります。そんなとき、叱ることで、幼児にはいけないことを理解させたつもりになってしまいがちですが、叱るだけでは指導として十分ではありません。失敗の場面では、叱られることでいけないことだったことを理解するとともに、許されていく過程を通して自分自身を取り戻していく体験が重要なのです。

■文部科学省HP「幼児のこころと姿」より抜粋